

羽衣国際大学動物実験規程

平成 19 年 2 月 1 日 制定・施行

平成 27 年 4 月 1 日 改正・施行

(趣旨)

第 1 条 この規程は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号、以下「法」という。）、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成 18 年環境省告示第 88 号、以下「基準」という。）、研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成 18 年文部科学省告示第 71 号、以下「基本指針」という。）、動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（日本学術会議、2006 年 6 月 1 日、以下「ガイドライン」という）その他関係法令等に基づき、羽衣国際大学（以下「本学」という）における動物実験等の適正な実施に資するために定めるものである。

(定義)

第 2 条 この規程において用いられる用語は、ガイドラインの定義によるものとする。

(責務)

第 3 条 学長は、本学で実施される動物実験の最終的な責任を負い、実験動物を適正に飼養、保管し、動物実験等を適正、かつ完全に遂行するために必要と考えられる施策に取り組まなければならない。

(動物実験委員会)

第 4 条 学長は本学で実施される動物実験等に係る計画が適正に立案、実施されたかを、客観的な視点で審査・点検するために、羽衣国際大学動物実験委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会については、別に定める。

(動物実験等の実施)

第 5 条 動物実験等の実施に当たっては、必要事項を動物実験計画書（この条において「計画書」という。）に記入し、学長に申請しなければならない。

2 学長は、内容の審査を委員会に諮問する。

3 委員会は、計画書を審査し、結果を学長に報告する。

4 学長は、前項の結果について承認の可否を検討する。

5 動物実験実施者（以下「実施者」という。）は、学長の承認が得られた後に動物実験を開始するものとし、動物実験の終了後には履行結果報告書を提出しなければならない。

6 学長は、委員会に動物実験履行結果の報告を行う。

(遵守事項)

第 6 条 動物実験等の実施に当たっては、法、基準、基本指針、ガイドラインその他関係法令に基づき、動物福祉の観点から、代替法の検討、適切な供試動物の種類・数の選定及び飼育管理に努めなければならない。

2 実験操作により無用な苦痛を与えない配慮をおこたってはならない。

3 実験施設・設備等の維持管理、飼育環境の整備に努め、汚染防止に特段の注意を払わなければならない。

4 その他動物実験計画の立案・実施は、法、基準、基本指針、ガイドラインその他関係法令に沿ったものでなければならない。

(教育訓練等の実施)

第 7 条 学長は、動物実験等の実施、実験動物の飼養及び保管を適切に実施するために必要な基礎知識の修得を目的とした教育訓練の実施のほか、その資質向上を図るために研修の機会を設けなければならない。

(自己点検・評価)

第 8 条 学長は、動物実験等について法、基準、基本指針、ガイドラインその他関係法令への適合性に関

する自己点検及び評価を実施し、その結果について第三者による検証を実施するものとする。

(情報公開)

第9条 学長は、本学における動物実験等に関する情報を、適切な方法により定期的に公表するものとする。

(規程の改正)

第10条 この規程の改正は、教授会の意見を聴き、学長が行う。

附 則

この規定は、平成19年2月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。